

平成23年（行ウ）第9号 損害賠償履行請求事件

原 告 吉井 博 外117名

被 告 御船町長山本孝二

準 備 書 面 5

平成25年 4月26日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 竹 中 潮



被告訴訟代理人 弁護士 本 田 悟 士



被告指定代理人 野 口 利 昭



同 吉 本 正 剛



同 島 田 誠 也



同 渡 邊 洋 平



第1 平成25年1月18日付け原告ら第7準備書面に対する認否反論

1 同書面第1について

認否の限りでない。

2 同第2について

(1) 同1

平成20年7月に御船町職員が高知県春野町を視察し、同町担当者から

甲39ないし41記載の趣旨の助言を受けたことは認める。

しかし、同助言の事実が、御船町に自己資金調達状況についてチェックマニュアルより慎重に町独自の調査をすべき義務を負わせることはない。

同項後段の主張は争う。

(2) 同2

第1段落について認める。

第2段落について甲42の記載は認めるが、被告はそのような事実を知らず、また知ることもできなかった。なお、原告らも前提としているところであるが、 氏が 氏より金員を受領しはじめたとされる平成21年6月29日は、平成21年5月29日の第2回補助金交付より後の日である。

第3段落については知らないし争う。そもそも、御船町には資産調査等の義務はない。

(3) 同3

争う。

前提とされている原告ら主張の自己資金調達状況確認義務は存在しない。

3 同第3について

(1) 同1

第1段落について、甲44の記載は認めるが、事実に反する。

「融資を受けるための経費に使ってよいか」と尋ねられたことはあり、その際、担当職員から別役氏に対して、「補助金は、機械購入など申請したものにしか使えないのでいけない」と説明したことはあるが、現実に流用する意向であるとか、既に流用したといった話を聞いたことはなく、「埋め戻して下さい」などと発言したこともない。

そもそも、御船町の担当者が補助金が流用されたことを知って、上席者に対する報告、流用の事実・額その他の調査をせずに放置することはあり

得ない。

氏の供述は、氏が自己の刑責を矮小化しようとしたものであるか、不正確な供述の録取によるものである。

第2段落については否認する。そもそも、流用をした等の事実を御船町担当者が告げられたことがない。

(2) 同2

否認ないし争う。

前記1のとおり、御船町担当者が補助金流用の事実を告げられたこと自体なく、山本町長において補助金の目的外使用等について認識したことも認識し得たこともない。

第2 被告の主張

1 補助事業に対する交付金・補助金交付の目的・趣旨を踏まえた検討

(1) 繰り返しになるが、原告らが主張する“義務”は、金融機関が営利事業に対して貸し付けを行うに際しての審査事項、審査基準であって、市場経済に任せていては促進、達成困難な公共目的を実現する政策手段でもある補助金等交付の場面で国や地方公共団体に履践が求められる審査事項、審査基準ではない。

(2) 原告らの主張する“義務”、基準によっては、新規に設立された会社に対する補助金交付はすべからず不可能となるが、かかる結論が補助事業に対する補助金等交付の目的・趣旨に反することは、既に平成24年6月27日付被告準備書面3第1・1(1)においても詳述したとおりである。

また、新規に設立された会社に対する補助金等交付が当然に予定、許容されていることは、チェックマニュアルの記載（事業実施主体に関する確認した事項欄に「新たに設立される民間事業者の場合は、出資者等」とある。乙24の4等。）を引くまでもなく、国が訴外会社の設立時期、出資金

の額等を踏まえながら本件補助事業につき交付金交付を決定していることから明らかである。

3 補助金2億円の交付について

- (1) また、平成21年2月10日の補助金2億円交付時点での御船町の認識・想定についてであるが、国や地方公共団体が事業の公益性を認め、交付金等の交付を決定した事業について、政府系金融機関である日本政策金融公庫が自己資金の融資をしないとの対応は想定しがたい。
- (2) 加えて、市町村固有の判断で支出を留保できないことは、既に前記準備書面3第1・1(2)において詳述したとおりである。

4 補助金9279万3000円の交付について

- (1) さらに、平成21年5月29日の補助金9279万3000円の交付は、出来高検査、実績確認を経て、平成20年度の事業費を5億8558万6400円と認め（以上につき、乙120ないし130）、事業に要する経費及び交付金の額を2億9279万3000円と確定させた上でなされた概算払い済みの2億円との差額の支出である（乙131ないし135）。

既になされた事業に要する経費を基礎とするものであり、また、交付済みの補助金2億円を死に金にせず、事業を継続させて公益目的の実現を図るための適正な支出であった。

- (2) 国が、日本政策金融公庫や肥後銀行の融資拒絶を踏まえつつ、同額の交付金交付決定に及んでいるのも、御船町と同様の判断を基礎としているものと考えられる。

5 返還にかかる議会の審議・同意

- (1) 御船町議会は、御船町バイオマス資源利活用事業に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会を設置して、本件補助事業にかかわる①役場（執行部）に関する事、②御船竹資源開発（株）に関する事、③発注された機械等に関する事にわたる詳細な調査を実施し、事実経過を確認した

うえで、交付金の返還について審議し、可決している。

- (2) また、同議会は、本件補助事業の中止を受けての交付金返還に関連して、九州農政局に対し、平成22年4月7日の時点で利子が発生する状況にあったか、どの時点から利子が発生するという話合いが行われていたのか等について照会をしている。

その上で、九州農政局より、平成22年5月24日付で、「4月7日の時点では、国に対し御船町から自主返還を行うとの説明がなされていたため、利子が発生するという状況ではなかった」、「御船町から自主返還を行うという説明がなされていたため、利子の発生に関する話合いは行っていない。ただし、農政局から御船町に対し、一般論として自主返還ではなく適正化法が適用されれば加算金が発生することがあり得るとの説明は行っている。」との回答（甲54）を受けて、これをも踏まえて交付金の返還について審議し、返還にかかる補正予算案を可決して、返還に同意している。

原告らは、当該議決にあたって「加算金の有無が重要な事実であった」と主張しているが、この点について前提としていた情報、事実認識に、議員と町長含む執行部との間に異なるところはない。

以上